

1 事前相談

事前相談は、法律で定められたものではありませんが、立地法の届出を行うに当たって、法の円滑な運用と他の関係法令との整合性を調整するために必要と考えておりますので、大規模小売店舗出店（又は変更）計画概要書（以下「計画概要書」という。）等を作成し可能な限り行って下さい。

→沖縄県大規模小売店舗立地法運用要綱（以下「運用要綱」という。）を参照して下さい。

なお、事前相談には約2ヶ月以上かかりますので、スケジュールには余裕をもって臨んでください。

(1) 事前相談の内容

ア 届出書の作成に必要な予測・調査に関する事項

予測・調査の方法やその範囲及びその結果をもとに周辺生活環境を保持するために講ずる対応策等について

イ 届出後に行う説明会に関する事項

説明会の対象となる範囲や開催の方法、及び説明会の開催日時を周知させるための公告の方法等について

ウ その他、法に関する相談等

(2) 事前相談先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

（その他に、庁内の関係課（本手引35頁参照）や国の関係行政機関、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村等とも行う必要が生じる場合があります。）

(3) 事前相談の際に準備する書類等

ア 予測・調査に関する相談

店舗の新設（又は変更）計画の概要や事前相談を行いたい事項等を記載した計画概要書を作成して下さい。（運用要綱第3条 様式1）

イ 説明会に関する相談

説明会予定概要書を作成して下さい。（運用要綱第3条 様式2）

※その他、計画概要書及び説明会予定概要書には、広域見取図（当該大規模小売店舗の敷地から概ね半径2～3km圏内の道路状況、並びに学校・病院・消防署等公共的施設の状況を表示）や敷地内における大規模小売店舗の施設の配置状況に関する図面等を適宜添付して下さい。

(事前相談の際に準備する書類等の参考例)

事前相談を行う事項	必要な計画内容等	添付図面等
<p>○交通量の予測調査の必要性、調査ポイントの確認等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の面積及び併設予定の施設の営業内容等 ・敷地内の主な建物や店舗等の配置状況 ・「指針」等に基づき算出した必要駐車場台数及びピーク1時間当たりの自動車来台数と当該店舗の駐車場設置予定台数及び駐車場の形式 ・駐車場出入口の位置や形状及び来客車輛の案内経路の設定状況 ・各方面別からの来客自動車の割合予測等 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域の見取図：敷地から概ね半径2～3kmの交通状況等が分かるもの ・周辺図：敷地周辺の道路や住宅の状況等分かるもの（予定の来店経路等を示すこと） ・施設の配置図：敷地内の施設の配置状況と敷地に接する道路及びその周辺の状況が分かるもの ・都市計画図：都市計画法上の用途地域の指定や都市計画施設の配置等が分かるもの
<p>○騒音の予測地点等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音源の配置状況(冷却塔、室外機、給排気口等、駐車場、荷さばき施設、店外放送用の機器、廃棄物収集作業場所、その他騒音発生源の配置状況が分かるもの) ・敷地周辺の都市計画上の用途地域 ・敷地周辺の住居等の状況 ・営業時間 ・荷さばき施設の稼動時間帯 ・廃棄物の収集時間帯と頻度 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図：都市計画法上の用途地域の指定状況が分かるもの ・騒音源の施設配置が分かる図面等 ・敷地に近接する4方向の住居状況等が分かる住宅地図等

6 届出に添付する図面等について

本手引書及び運用要綱等で添付する図面等は次のとおりです。それぞれの図面には縮尺表示及び方角の表示を行って下さい。

(1) 事前相談における図面

ア 広域見取図（運用要綱vii頁）

当該大規模小売店舗の敷地から概ね2～3km圏内の道路状況、並びに学校・病院・消防署等公共的施設の状況を表示して下さい。

イ 用途地域指定図（運用要綱vii頁）

当該大規模小売店舗の敷地及び周辺の、都市計画法上の用途地域の指定状況を表示して下さい。

7 立地法に係る県庁内関係課

	部局名・課（室）名	電話番号
交通・道路・その他	土木建築部 道路街路課	098-866-2390
	〃 道路管理課	098-866-2665
	〃 都市計画・モノレール課	098-866-2408
	〃 建築指導課	098-866-2413
	沖縄県警察本部 交通部 交通規制課	098-862-0110 (代表)
騒音	環境部 環境政策課	098-866-2183
	〃 環境保全課	098-866-2236
廃棄物	〃 環境整備課	098-866-2231

※立地法の届出に関する上記以外の連絡先等については、商工労働部中小企業支援課（098-866-2343）にお問い合わせ下さい。

※届出内容によっては出先機関との事前相談を必要とする事がありますので、各課担当にご確認ください。